

# ○岩手県市町村職員共済組合被扶養者の認定に関する基準及び事務取扱要領

〔平成18年12月4日  
制 定〕

改正 平成19年11月26日 平成20年6月2日  
平成21年4月1日 平成27年5月29日  
全部改正 平成28年6月15日  
改正 平成30年2月23日 令和3年5月14日  
令和3年6月10日 令和3年6月25日  
令和7年8月20日 令和8年2月3日

(趣旨)

第1条 被扶養者の認定に関する基準及び事務取扱については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の意義及び所得を推計する場合等の基準)

第2条 法運用方針(昭和37年自治甲公発第10号。以下「運用方針」という。)第2条関係第1項第2号の2の(3)の規定中次に掲げる用語の意義等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 年額 暦年による実収入額をいうのではなく、過去の収入状態を勘案し、現在及び将来にわたる収入状態から推定したいわゆる向こう1年間の収入をいう。
- (2) 所得 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する所得をいうのではなく、次の区分に応じ定めた額とする。ただし、特別・特殊な事業等については、個々の事例により判断する。

ア すべてを所得とする収入

- (ア) 俸給、給料、賃金その他これらの性質を有する給与(通勤手当等諸手当を含み、賞与は支給対象月数で按分し各月に加算する。以下「給与」という。)
- (イ) 年金(遺族・障害年金を含む。)、恩給(扶助料を含む。等)の公的年金(以下「年金等」という。)、企業年金又は個人年金等の私的年金(ただし、個人年金については、年金の種類やその内容により判断する。)
- (ウ) 公債、社債及び預貯金の利子並びに信託の収益の分配
- (エ) 法人から受ける利益、利息の配当又は剰余金の分配
- (オ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく失業給付、法若しくは他の社会保険各法に基づく休業給付(傷病手当金、育児休業手当金等)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく休業補償給付等

イ 別表に掲げる経費を控除した額を所得とする収入（当該額がマイナスの場合は零円とし、収支内訳書に経費の明細が記載されていない場合は、売上原価のみ控除する。）

(7) 商業、工業、農業、水産業、医療、著述業その他の事業から生ずる収入

(イ) 不動産、不動産の上に存する権利の貸付けによる収入

- 2 運用方針第2条関係第1項第2号の2の(3)に規定する額（以下「認定基準額」という。）のうち「年額130万円」、「年額150万円」及び「年額180万円」を月額又は日額に推計する場合は、次のとおりとする。

年 額	1,300,000 円	1,500,000 円	1,800,000 円
月 額	108,334 円	125,000 円	150,000 円
日額(月額の 1/22 に相当する場合)	4,925 円	5,682 円	6,819 円
日額(月額の 1/30 に相当する場合)	3,612 円	4,167 円	5,000 円

- 3 前項の場合において、月額は、就労月でなく給与の支払日の属する月を基準とする。ただし、当該支払日に変更になり、同一月に複数月分支払われたときにあっては、その平均額によることとする。
- 4 所得の一部に含まれる月額を年額に推計する場合は、当該額に12を乗じ、日額を月額に推計する場合は、根拠法令に応じ22若しくは30を乗じて算出する。
- 5 事業（家業）に従事する者の所得を推計する場合は、その事業所得の名義（納税義務者）のいかんを問わず、労務の提供の度合い等に応じて評価される額をその者の所得とみなす。ただし、当該提供の度合い等については、公的機関に証明を求めることが困難であることから、原則として、各々のその労務に対する稼働時間割合により評価し、所得を推計する。また、次の各号の区分に掲げる場合については、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所得の名義人が組合員の場合 組合員の稼働時間割合は、その事業内容のいかんにより、公務との整合性及びその事業の従事者との関連等を考慮し評価・推計する。

(2) 所得税青色申告の専従者給与（以下「専従者給与」という。）の対象者となっている場合 この項本文により推計した額と専従者給与額とを比較し、多い方の額をその者の所得とする。

（被扶養者の範囲）

第3条 被扶養者は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める要件を満たす者に限り、その認定については、運用方針第2条関係第1項第2号の規定に基づき行うこととし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下この条において「一般職給与法」という。）第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌する。

(1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（次号において「内縁関係にある配偶者」という。）を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

(以下「二親等内の血族等」という。) 主として組合員の収入により生計を維持する者

(2) 組合員の三親等内の親族(前号に掲げる者を除き、内縁関係にある配偶者の子及び父母を含む。以下「同居要件者」という。) 主として組合員の収入により生計を維持する者で、かつ、組合員と同一世帯に属する者

2 認定を受けようとする者(以下「認定対象者」という。)が次の各号に掲げる者以外の場合にあつては、扶養しなければならない事情を厳密に調査する。

(1) 18歳未満及び60歳以上の者

(2) 一般職給与法第11条及びそれに相当する給与条例の規定による扶養親族

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、第124条及び第134条第1項に規定する学校に在学する学生(以下「学生」という。)で18歳以上の者

(4) 所得税法等に規定する控除対象配偶者又は扶養親族

(5) 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

3 第1項の規定にかかわらず、共済組合の組合員、健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者(以下「健康保険の被保険者等」という。)は、被扶養者として取り扱わないこととし、また、次の各号に掲げる者についても、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないこととする。

(1) 組合員以外の者が扶養手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(2) 組合員が主たる扶養者でない者

(3) 認定基準額以上の所得がある者

ただし、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に認定基準額を超過した場合は、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いの恒久化について(令和7年10月1日付け保保発1001第1号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「厚労省通知」という。)」に定めるもののほか、次により取り扱う。

ア 人手不足等による一時的な賃金増であることの事業主の証明は、就労証明書(別紙様式第2号)の賃金支払状況の該当月の備考欄に、人手不足等による賃金増加額について証明を得ることを推奨する。この場合、厚労省通知に定める別添様式「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」の提出は省略して差し支えない。

イ 連続2回の数え方は、新たに被扶養者として認定する場合又は第9条で定める確認調査において、前号で定める方法により人手不足等による一時的な賃金増であることを組合が確認した場合に「1回」と数えることとし、連続2回までを上限とする。

(4) 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号に規定する普通法人又は第10号に規定する同族会社の役員(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第7条又は第71条に規定する者をいう。)で、法人から労務の対象として報酬を受ける者(常用的な勤務形態で、健康保険の被保険者の資格取得要件を満たすと認められる非常勤役員

等を含む。)

- (5) 親族以外の者を常時雇用（同一人又は不特定複数の者を毎月（延べ月数が12月以上のときに限る。）使用する場合をいう。このとき、その者の給与及び労働時間の多寡は考慮しない。以下、この項において同じ。）する事業（家業）経営者
  - (6) 組合員又は組合員の二親等内の親族が経営（親族以外の者を常時雇用する場合に限る。）する事業（家業）に従事し、専従者給与を受ける者
  - (7) 二親等内の血族等で、組合員と別居し、次に掲げる者と同一世帯に属する者
    - ア 健康保険の被保険者等
    - イ 一定の事業に従事する者
- (別居者の取扱い)

第4条 認定対象者が組合員と別居する場合は、組合員より優先すべき扶養義務者（以下「優先扶養義務者」という。）がないときに限ることとし、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるところによる。ただし、その者が前条第3項第7号に該当するときを除く。なお、組合員が認定対象者に生計費を定期的に援助（以下「援助」という。）するときは、金融機関等から送金するなど毎月の仕送りの事実が明らかなものに限り、手渡しは認めない（以下同じ。）こととする。

- (1) 二親等内の血族等が組合員と別居する場合は、次の要件を満たすとき、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当するものとみなす。
  - ア 教育基本法（平成18年法律第120号）第5条に規定する義務教育を受けるため養護学校等の施設に居住する場合
  - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく旧法指定施設のうち、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設（以下「特定施設」という。）に入所する場合
  - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設に入所し、認定対象者の所得で入所費用（小遣い等を除く。以下同じ。）を賄えず、組合員が援助する場合
  - エ 組合員と組合員以外の者との共同援助により生計が維持され、次のいずれにも該当する場合（アからウまでに掲げる場合を除く。）
    - (7) 認定対象者の所得が、認定基準額を下回る。
    - (イ) 認定対象者の所得が、組合員の援助額と他の援助者の援助額との合算額を下回る。
    - (ウ) 組合員の援助額が、他の援助者の援助額を上回る。
  - オ 組合員の援助により生計が維持され、次のいずれにも該当する場合（アからエまでに掲げる場合を除く。）
    - (7) 認定対象者の所得が、認定基準額を下回る。
    - (イ) 認定対象者の所得が、組合員の援助額を下回る。

(2) 同居要件者が組合員と別居する場合は、次の要件を満たすとき、「主として組合員の収入により生計を維持する者で、かつ、組合員と同一世帯に属する者」に該当するものとみなす。

ア 前号アに掲げる施設に居住する場合

イ 特定施設に入所し、認定対象者の所得で入所費用を賄えず、組合員が援助する場合

(夫婦共同扶養の取扱い)

第5条 夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定は、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(令和3年5月13日付け総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、次に掲げる者について適用する。

(1) 夫婦間の実子

(2) 夫婦ともに養子縁組している場合の養子及び養親

(優先する扶養義務者がいる場合の取扱い)

第6条 優先扶養義務者がいる父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等を認定する場合は、優先扶養義務者が健康保険の被保険者等でないときに限ることとし、次の各号の区分に応じ当該各号に定める要件をすべて満たすとき、二親等内の血族等は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に、同居要件者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者で、かつ、組合員と同一世帯に属する者」に該当するものとみなす。

(1) 二親等内の血族等又は同居要件者が、組合員と同居する場合

ア 認定対象者の所得が、認定基準額を下回る。

イ 認定対象者と優先扶養義務者の所得を合算した額が、各々の認定基準額の合算額を下回る。

ウ 認定対象者と優先扶養義務者の所得を合算した額の平均額が、組合員とその被扶養者として認定済みの者及び配偶者の所得を合算した額(他の別居者への援助等があるときは、当該援助額等を差し引いた後の額とする。)の平均額を下回る。

(2) 二親等内の血族等が、組合員と別居する場合

ア 認定対象者の所得が、認定基準額を下回り、かつ、組合員の援助額を下回る。

イ 認定対象者と優先扶養義務者の所得を合算した額が、各々の認定基準額の合算額を下回る。

ウ 認定対象者と優先すべき扶養義務者の所得及び援助額を合算した額の平均額が、組合員とその被扶養者として認定済みの者及び配偶者の所得を合算し援助額を差し引いた額の平均額を下回る。

エ 認定対象者及び認定対象者と同居する人全員の所得と援助額との合算額を3で除した額が、組合員の援助額以下である。

オ 認定対象者が、第3条第3項第7号に該当しない。

(被扶養者の申告及び添付書類)

第7条 法第55条第1項及び法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下この条において「規程」という。)第94条の規定に基づき被扶養者の申告を行うと

きは、次の各号の区分によることとする。

- (1) 被扶養者としての要件を備える場合 被扶養者申告書に家族調書（別紙様式第1号）並びに次の表1及び表2に掲げる書類を添付することとする。

表1

区 分		添 付 書 類
1	配偶者	<p>(1) 収入状況に関する証明書 次のアからエまでの書類（以下同じ。）</p> <p>ア 市区町村長の発行する所得証明書</p> <p>イ 臨時、パート又はアルバイト等で働いている場合 就労証明書（別紙様式第2号）</p> <p>ウ 事業従事者の場合 税法上の確定申告書控（写）、収支内訳書（写）及び従事者の稼働時間に係る申告書</p> <p>エ 年金等受給の場合 改定通知書（写）等</p> <p>(2) 婚姻による場合 戸籍抄本</p>
2	18歳未満	<p>(1) 組合員の配偶者の収入状況に関する証明書（配偶者が組合員の場合又は被扶養者に認定中の場合を除く。）</p> <p>(2) 出生の場合 戸籍抄本</p> <p>(3) 養子の場合 養子縁組が明らかとなる戸籍謄本</p>
	18歳以上	<p>(1) 上記(1)及び(3)の書類</p> <p>(2) 学生の場合 在学証明書</p> <p>(3) 学生以外の場合 次のア及びイの書類</p> <p>ア 収入状況に関する証明書</p> <p>イ 組合員が扶養しなければならない旨の組合員の申立書</p>
3	60歳以上	<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 父母双方の収入状況に関する証明書</p> <p>(3) いずれか一方が死亡している場合 戸籍謄本</p> <p>(4) 養父母の場合 養子縁組が明らかとなる戸籍謄本</p>
	60歳未満	<p>(1) 上記(1)から(4)までの書類</p> <p>(2) 組合員が扶養しなければならない旨の組合員の申立書</p>
4	18歳未満	<p>(1) 世帯全員の住民票</p> <p>(2) 組合員との血縁関係が明らかとなる戸籍謄本</p> <p>(3) 親族で組合員以外に孫を扶養する者がいないことを具体的に記載した組合員の申立書</p> <p>(4) 孫の父母の収入状況に関する証明書</p> <p>(5) 孫を扶養することができない旨の孫の父母の申立書</p>
	18歳	<p>(1) 上記(1)から(5)までの書類</p>

	以上	(2) 学生の場合 在学証明書 (3) 学生以外の場合 収入状況に関する証明書
5 祖父母		(1) 世帯全員の住民票 (2) 組合員との血縁関係が明らかとなる戸籍謄本 (3) 祖父母双方の収入状況に関する証明書 (4) 親族で組合員以外に祖父母を扶養する者がいないことを具体的に記載した組合員の申立書 (5) 父母の収入状況に関する証明書 (6) 祖父母を扶養することができない旨の父母の申立書
6 兄弟姉妹	18歳未満	(1) 世帯全員の住民票 (2) 父母及び組合員の兄弟姉妹で除籍された者も記載された戸籍謄本 (3) 父母の収入状況に関する証明書 (4) 兄弟姉妹を扶養することができない旨の父母の申立書
	18歳以上	(1) 上記(1)から(4)までの書類 (2) 学生の場合 在学証明書 (3) 学生以外の場合 次のア及びイの書類 ア 収入状況に関する証明書 イ 組合員が扶養しなければならない旨の組合員の申立書
7 同居要件者	18歳未満	(1) 世帯全員の住民票 (2) 組合員との親族関係が明らかとなる戸籍謄本 (3) 認定対象者の父母、兄弟姉妹で除籍された者も記載された戸籍謄本 (4) 組合員以外に認定対象者を扶養する者がいないことを具体的に記載した組合員の申立書
	18歳以上	(1) 上記(1)から(4)までの書類 (2) 学生の場合 在学証明書 (3) 学生以外の場合 収入状況に関する証明書

表2

区 分		添 付 書 類
1 組合員と別居する者	二親等内の血族等（学生を除く。）	(1) 特定施設に入所する場合 施設入所証明書（写） (2) 第4条第1号ウに掲げる施設に入所する場合 ア 施設入所証明書（写） イ 入所費用が確認できる書類（写） ウ 組合員が援助している事実を客観的に証明する書類（現金送金証明書、受取人である認定対象者名が記載さ

		<p>れた組合員名義の通帳（写）、振込人である組合員名が記載された認定対象者名義の通帳（写）等。申立書は不可。以下同じ。）</p> <p>(3) その他の場合</p> <p>ア 別居している者の居住先の世帯全員の住民票</p> <p>イ 認定対象者以外に18歳以上の同居人がいる場合 それらの者全員の収入状況に関する証明書</p> <p>ウ 組合員が援助している事実を客観的に証明する書類</p> <p>エ 別居の理由及び組合員が扶養している事実を具体的に記載した組合員の申立書</p> <p>オ 生計費の内訳を記載した認定対象者の申立書</p>
	同居要件者	特定施設に入所する場合 上記(2)の書類
2	障害者	身体障害者手帳（写）等
3	退職者等	<p>(1) 退職者の扶養認定に関する証明書（別紙様式第3号）</p> <p>(2) 雇用保険法に基づく基本手当等の受給が終了した場合 雇用保険受給資格者証（写）又は雇用保険の受給資格に関する証明書</p>
4	農業経営を委譲した者	農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可証（写）又は委譲後の確定申告書（写）

(2) 被扶養者としての要件を欠く場合 被扶養者申告書に次の区分に応じた書類を添付することとする。有効期限が到来していない資格確認書等が交付されている場合は、当該確認書等も添付する。なお、高齢者医療確保法第50条の1の規定により被扶養者の資格を喪失する場合は、届出を不要とする。

区 分	添 付 書 類
1 離婚（離縁）の場合	除籍を証明する戸籍抄本
2 認定基準額以上の所得となった場合	事由に応じて年金証書（写）、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）等
3 就職の場合	資格情報通知書等（写）又は事業主が発行する就労を証明する書類
4 配偶者から暴力を受けた場合	<p>次のいずれかの書類</p> <p>ア 配偶者からの暴力を理由として保護した旨の公的機関（婦人相談所若しくは配偶者暴力相談支援センター等）が発行する証明書</p> <p>イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</p>

	(平成13年法律第31号)第10条の規定に基づき裁判所が発行する保護命令に係る書類
--	---

(3) 理事長は、前各号の区分に応じそれぞれ添付することとなっているもののほか必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

(事実発生日の取扱い)

第8条 被扶養者の認定・取消しは、組合員資格の得喪日若しくは法第55条第2項に規定する「事実の生じた日」として次の各号の区分に応じそれぞれ定める日から行う。

(1) 被扶養者の要件を備える日

ア 婚姻又は養子縁組による場合 入籍した日。ただし、内縁関係については、届出を受けた日

イ 退職による場合 退職した日の翌日。ただし、雇用保険法に基づく基本手当等を受給しているときは、受給終了日の翌日

ウ 出生による場合 出生した日

エ 年金等の減額改定による場合 その改定月の初日（当該日から30日を経過した日以後に改定通知書等が交付されたときは交付日）

オ 社会保険各法に基づく休業給付が終了する場合 当該給付が終了した日の翌日（当該日から30日を経過した日以後に決定が通知されたときは通知日）

カ 同居要件者が同居する場合 同居した日

キ 別居者に援助を開始する場合 援助を開始した日

ク パート等で収入が認定基準額以上であった者が、直近1年間の収入が認定基準額未満となった場合 その翌月の初日。ただし、今後認定基準額を超えないことが確実な場合に限る。また、雇用契約等の変更により収入が減少して認定基準額未満になると見込まれるときは、雇用契約等の適用日

ケ その他の場合 その事実の発生した日

(2) 被扶養者の要件を欠く日

ア 離婚又は離縁による場合 除籍した日の翌日。ただし、内縁関係の解消によるときは、当該事実の発生した日の翌日

イ 死亡による場合 死亡した日の翌日

ウ 就職による場合 就職した日

エ 年金等の増額による場合 次の取扱いによる。

(ア) 本人の年齢到達、基礎年金等の繰上げ・繰下げ、配偶者の年齢到達又は年金種別の選択替えによる裁定・決定・改定のとき それぞれの事由ごとの支給開始月又は改定月の初日

(イ) マクロ経済スライド等による改定のとき 改定通知書等の交付日

オ パート等で直近1年間の収入が認定基準額以上となる場合 認定基準額以上となった月の翌月の初日。ただし、雇用契約等の変更により収入が認定基準額以上になると見込まれるときは、雇用契約等の適用日

カ 社会保険各法に基づく休業給付を受給する場合 その受給開始日

- キ 雇用保険法に基づく基本手当等を受給する場合 その受給開始日
- ク 同居要件者が別居する場合 別居した日
- ケ 確定申告により認定基準額以上となる場合 当該申告期間の最終日
- コ その他の場合 その事実の発生した日

2 法第55条第2項に規定する「30日」が土日祝日や年末年始（12月29日から1月3日）に当たる場合は翌平日とし、「届出を受けた日」は、次の各号の区分に応じそれぞれ定める日とする。

- (1) 所属所長を経て申告する場合 所属所長が申告書を受理した日
- (2) 郵送等（任意継続組合員に限る。）により申告する場合 岩手県市町村職員共済組合（次条において「組合」という。）が申告書を受理した日  
（確認調査）

第9条 被扶養者の確認調査において、組合が必要と認めるときは、扶養の事実関係等について実態調査を行うことができることとする。

2 正当な理由なしに確認調査に応じない場合は、調査対象期間の初日から被扶養者の資格を取り消す。

（雑則）

第10条 この要領により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合は、その具体的事情に照らし、最も妥当と認められる認定を行うこととする。

（実施期日）

第11条 この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月26日）

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月2日）

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日）

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月29日）

この要領は、平成27年6月25日から適用する。

附 則（平成28年6月15日）

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年2月23日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月14日）

この要領は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条の

規定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月10日）

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日）

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和7年8月20日）

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年2月3日）

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領施行の際、現に「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」（令和5年11月24日付け本組合事務連絡）に定める事業主の証明を用いた実績がある場合は、当該実績を改正後の第3条第3項第3号ただし書に規定する事業主の証明を用いたものとみなし、連続2回までの対象とする。

別表

事業所得等の必要経費の取扱い

認められる経費は○印、認められない経費は×印となっています。

収支内訳書(一般用)		収支内訳書(農業所得用)		収支内訳書(不動産所得用)	
科 目		科 目		科 目	
売上原価	○	雇人費	○	給与賃金	○
給料賃金	○	地代賃借料	○	減価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
減価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	○
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	○	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	○
荷造運賃	×	肥料費	○	税理士報酬	×
水道光熱費	○	飼料費	○	雑費・他	×
旅費交通費	×	農具費	○	※ この一覧表に記載されていない科目の経費がある場合は、個別に判定します。	
通信費	×	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	○		
接待交際費	×	修繕費	○		
損害保険料	×	動力光熱費	○		
修繕費	○	作業用衣料費	×		
消耗品費	○	農業共済掛金	×		
福利厚生費	×	荷造運賃	×		
リース料	×	土地改良費	○		
研修費	×	車両費	×		
税理士報酬	×	各種負担金	×		
雑費	×	リース料	×		
		研修費	×		
		税理士報酬	×		
		雑費	×		



## 作成上の注意

1. 「同一世帯に属する親族の氏名」欄には、組合員と同一世帯に属する親族（組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに当該配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）全員について記入してください。  
なお、勤務上別居を要する場合又は遠隔地の学生の場合等で一時的に別居を余儀なくされる場合には、その者も同一世帯にあるものとして記入してください。
2. 「同居、別居の別」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
3. 「職業」欄には、小学生、中学生、高校生、大学生の別を、また、教員、会社員、看護師とか、事業等に従事する者であるときは、たとえば農業従事者等のように記入してください。
4. 「給与収入金額」欄は、俸給、給料等については、その月額（月額に換算した額）を記入し、また、年金、恩給等については、その年額を（ ）書で記入してください。
5. 「所得の種類」欄は、所得別に記入してください。
6. 「前年分所得金額」欄は、前年分の資産所得、事業所得等について、その年間における収入金額から必要経費を差引いた額（課税所得額ではありません。）を記入してください。
7. 「年間所得推計額」欄には、現在及び将来にわたる収入状況から推定（過去の収入状態から勘案）した、いわゆる向こう1年間の収入を算定して記入してください。  
なお、事業（たとえば農業）に従事している者の場合にあつては、その所得の名義人であるなしを問わず、労務の提供の度合い等に応じて評価される額をもって算定してください。
8. 「所得税法上の扶養者親族としての申告の有無」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

## 就 労 証 明 書

就 労 者 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
雇 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで・無 制 限		
雇 用 形 態	(1) 1 日 の 勤 務 時 間 _____ 時 間 ( _____ 時 から _____ 時 まで ) (2) 1 か 月 ( 給 与 の 締 め 日 単 位 ) の 通 常 勤 務 す る 日 数 _____ 日 から _____ 日 まで ( 約 _____ 日 )		
社 会 保 険 加 入	有 ・ 無	雇 用 保 険 加 入	有 ・ 無
給 与 形 態	(1) 時 間 給 _____ 円 ・ 日 給 _____ 円 ・ 月 給 _____ 円 (2) 諸 手 当 ( 毎 月 支 払 わ れ る も の ) の 有 無 有 ・ 無 ( 月 額 約 _____ 円 ) (3) 賞 与 等 の 有 無 有 ・ 無 ( 年 額 約 _____ 円 ) (4) 支 払 日 当 月 ・ 翌 月 _____ 日		

賃金支払状況 (直近 12 か月分を記入してください。)

支 払 月	月 額 賃 金 ( 諸 手 当 を 含 む )	賞 与 等	備 考
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	
年 月	円	円	

上記のとおり証明します。

年 月 日

事業所住所  
事業所名  
代表者氏名

## 退職者の扶養認定に関する証明書

次の項目1、2のそれぞれについて記入をお願いします。  
なお、項目1については、「健康保険の資格喪失証明書」や「離職票」など退職日等が確認できる書類を添付する場合、記入を省略することができます。

### 1 在職期間等に係る証明 (退職した事業所から記入いただいでください。)

※事業所証明欄	退職者氏名		生年月日	年	月	日	
	在職期間	年 月 日から		年 月 日まで			
	適用のあった社会保険	健康保険	有・無 〔有の場合は、右欄も記入のこと。〕	種類			
				1 協会けんぽ(全国健康保険協会)			
				2 _____健康保険組合			
				3 _____共済組合			
4 その他( _____ )							
厚生年金	有・無	雇用保険	有・無				
基礎年金番号	-						
上記のとおり証明します。 年 月 日 事業所名 代表者氏名							

### 2 退職理由及び給付金等受給に係る申告 (認定対象者自身が申告してください。)

※認定対象者申告欄	退職した理由と今後の就労等について	
	任意継続 〔退職前に加入していた健康保険に引続き加入する制度〕	1 加入する。 2 加入しない。 ※任意継続に加入している間は、被扶養者になることはできません。
	傷病手当金 〔業務外の傷病により、就労できない場合に支給されます。〕	1 傷病手当金を受給する。(直近の給付決定通知書の写を添付のこと。これから請求する場合は、見込額の分かる書類を添付のこと) 2 受給要件に該当しない。
	雇用保険の受給 〔受給するためには、退職前2年間に12月以上雇用保険に加入している必要があります。〕	1 受給要件を満たしていない。 2 受給する意志がない。(理由 _____) 3 受給する。(雇用保険受給資格者証の全面の写を添付のこと。又は、交付になり次第、写を送付のこと) 4 受給期間を延長する。(受給期間延長通知書の写を添付のこと)
	以上相違ありません。 年 月 日 (認定対象者)氏 名	